

No. 49
2021.9.1
発行

北柏駅北口 区画整理だより

発行：柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
Email:kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

完成宅地が増えてきました

初秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、土地区画整理事業につきまして、格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当土地区画整理事業は、皆様の御協力により工事も進み、使用収益開始となつた宅地も増えてまいりました（使用収益開始率：約24%，令和3年9月1日時点）。今年度におきましても、引き続き工事を行い整備を進めてまいります。

一方、土地区画整理事業審議会委員（第4期）の任期が、11月をもって満了となります。以下のとおり、改選の手続きを行いますので、権利者の皆様には改めまして御連絡いたします。

今後も、引き続き職員一丸となって事業を進めてまいりますので、皆様の更なる御理解と御協力をお願いいたします。

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業審議会委員の選挙（第5期）

＜概略改選日程＞

10月下旬～11月上旬	立候補者受付
11月中旬	選挙公告
11月下旬	選挙期日・開票※1
11月末	当選人公告・通知



※1 立候補者数が選挙すべき委員の数※2を超えない場合、投票は実施されません。

※2 選挙すべき委員の数：8名（土地所有者及び借地権者の中から選出）

当地区の審議会委員の定数は選挙すべき委員8名に柏市が選任する学識経験委員2名を加えた10名です。

任期：当選人公告の日から5年間※3

※3 令和7年度に予定されている換地処分に向け、換地計画が認可された際には、その時点で審議会の任務は終了し、当審議会は廃止されます。

地区内の整備について ~ここってどうなるの?~

公園・緑地

① 2号緑地



北部に位置する公園や緑地は、現在の地形を活かし整備する計画です。

1号街区公園は、約500m²の広場となる予定です。施設等の設置は今後検討していきます。

2号緑地は、斜面を安定させる構造物の設置や緑地を隔てた道路間を行き来できる園路の整備を予定しています。（写真①）

4号緑地は、現状の竹林を伐採し、新たに植栽を行う予定です。なお、樹種等については今後検討する予定です。

駅前歩行者専用道路

安全対策を強化します！

現状、一部規制（進入禁止）された車道を歩行者専用道路として整備します。（写真②）

旧水戸街道の交差点へ続くスロープが急勾配であったため、一部バリアフリーに対応した勾配となるように整備を行います。

今後、完成形にするため、残りの工事を予定しており（写真③），この工事開始後は車両（自転車を除く）の通行ができなくなります。実施の時期については、現地に掲示するほか、沿線の方には改めてお知らせします。

駅前一体活用対象地(約1.4ha)

9月に民間事業者の募集を開始します！

北柏駅周辺が生活拠点として十分な機能を担えるような施設の誘導を目的に、皆様よりご回答いただいたアンケート結果等を参考にした誘導施設の検討等、これまで関係権利者の皆様と柏市で勉強会を行ってきました。

今年度はこれまでの検討結果を基に、主にスーパー等商業施設や子育て関連施設を核とした施設の誘導を募集条件として、9月に事業者募集を開始する予定です。

募集結果については次号の区画整理だよりでお知らせする予定です。

<公募スケジュール（予定）>

令和3年度					
9月	10月	11月	12月	1月	2月
募集開始	参加受付 1次審査			2次審査	事業者 決定・公表



④ 一体活用予定地



土地区画整理審議会を開催しました。

令和3年5月26日（水）に、第40回柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では、仮換地の指定について諮問し、原案のとおり承認されました。

【議案】

○仮換地の新規・変更指定について⇒原案のとおり承認

 仮換地指定率：94.3%（令和3年7月1日現在）

また、審議会では事業計画変更（案）及び北柏駅北口広場周辺の駅前まちづくりの検討状況等について報告しました。

ご注意ください



建築には申請が必要です



地区内で、建築や土地の取引等を行う際には

【建築行為等の制限】

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等については、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要です。

また、当地区においては、都市計画法に基づく地区計画が定められており、以下の工事を計画されている場合は、着工前に必ずご相談ください。

- ・建築物の新築、改築もしくは増築を行う場合
- ・その他工作物を設置する場合
- ・盛土、掘削など土地の形質の変更を行う場合

申請書はこちらから

☞ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/kitakashiwaseibi/shiseijoho/keikaku/shigoto/kaihatsu/toshikaihatsu/4577.html>

※画面中ほどの「申請様式」からワードファイルをダウンロードできます

【権利の変動】

- ・所有権や借地権等の権利について、異動や変動、消滅があった場合は「権利の異動届」、「住所等の変更届」の提出をお願いします。
- ・土地の分筆、合筆を行う際は、事前に必ずご連絡ください。

その他、事業に関するご相談やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。



お問い合わせ
〒277-0831 柏市根戸 1854-8
柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
E-mail:kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp